

秋葉区コミュニティセンター指定管理者事業計画

項目	団体	荻川コミュニティ振興協議会	小合地域コミュニティ協議会	金津コミュニティ振興協議会
1. 団体概要		<p>◎設立 昭和58年4月1日</p> <p>1. 新津第二中学校区の自治会・町内会及び関係諸団体等から選出された代表者により構成し、その運営についても民主的に行うものとする。</p> <p>2. 事務所は新潟市荻川コミュニティセンター内に置く。</p> <p>3. 新津第二中学校区の住民が、日常生活の場である地域社会の環境整備と新しい地域的な連帯感に基づく活動を通じて、地域のコミュニティ活動を振興し、笑顔でふれあい、健康で文化が香る安全・快適なまちづくりを目的とする。</p> <p>4. 目的達成のため、次の活動を行う。 (1) 新潟市荻川コミュニティセンターの維持管理及び運営に関すること。 (2) コミュニティ活動の推進に関すること。 (3) その他、本会の目的達成に必要な事業。</p> <p>5. 荻川コミュニティ振興協議会の事業及び運営に係る経費は、新潟市からの指定管理料、施設の利用料金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>◎施設管理実績：平成18年度～、継続</p>	<p>◎設立 平成14年12月2日</p> <p>1. 小合中学校区の自治会・町内会及び関係諸団体等から選出された代表者により構成し、その運営についても民主的に行うものとする。</p> <p>2. 事務所は新潟市小合地区コミュニティセンター内に置く。</p> <p>3. 小合中学校区の住民が、日常生活の場である地域社会の環境整備と新しい地域的な連帯感に基づく活動と、花とみどりの郷で、小合地域のコミュニティ活動を振興し、心豊かで、老後も健康で笑顔あふれる地域、環境の整備された活力ある地域社会の創造に寄与する事を目的とする。</p> <p>4. 目的達成のため、次の活動を行う。 (1) 新潟市小合地区コミュニティセンターの維持管理及び運営に関すること。 (2) コミュニティ活動の推進に関すること。 (3) その他、本会の目的達成に必要な事業。</p> <p>5. 小合地域コミュニティ協議会の事業及び運営に係る経費は、新潟市からの指定管理料、施設の利用料金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>◎施設管理実績：平成18年度～、継続</p>	<p>◎設立 平成17年4月1日</p> <p>1. 金津中学校区の自治会・町内会及び関係諸団体等から選出された代表者により構成し、その運営についても民主的に行うものとする。</p> <p>2. 事務所は新潟市金津地区コミュニティセンター内に置く。</p> <p>3. 金津中学校区の住民が、日常生活の場である地域社会の環境整備と新しい地域的な連帯感に基づく活動を通じて、地域のコミュニティ活動を振興し、先人の努力による歴史や文化・伝統を大切にして、自然を愛し、笑顔でふれあい、健康で文化が香る快適で安全な地域社会を目指すことを目的とする。</p> <p>4. 目的達成のため、次の活動を行う。 (1) 新潟市金津地区コミュニティセンターの維持管理及び運営に関すること。 (2) コミュニティ活動の推進に関すること。 (3) その他、本会の目的達成に必要な事業。</p> <p>5. 金津コミュニティ振興協議会の事業及び運営に係る経費は、新潟市からの指定管理料、施設の利用料金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>◎施設管理実績：平成18年度～、継続</p>
2. 基本方針		<p>1. 地域住民の連帯感と住民の健康増進に努め、コミュニティ活動の発展・振興を図る。</p> <p>2. 新潟市荻川コミュニティセンターの利用者が、施設を等しく利用できるように努める。</p> <p>3. 新潟市荻川コミュニティセンターを事業計画に沿って適正に管理するとともに、地域との交流促進を図る。</p>	<p>1. 地域住民の連帯感と住民の健康増進に努め、コミュニティ活動の発展・振興を図る。</p> <p>2. 新潟市小合地区コミュニティセンターの利用者が、施設を等しく利用できるように努める。</p> <p>3. 新潟市小合地区コミュニティセンターを事業計画に沿って適正に管理するとともに、地域との交流促進を図る。</p>	<p>1. 地域住民の連帯感と住民の健康増進に努め、コミュニティ活動の発展・振興を図る。</p> <p>2. 新潟市金津地区コミュニティセンターの利用者が、施設を等しく利用できるように努める。</p> <p>3. 新潟市金津地区コミュニティセンターを事業計画に沿って適正に管理するとともに、地域との交流促進を図る。</p>
3. 事業計画		<p>(1)施設管理全般</p> <p>○予算の適正な執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支計画書に基づき計画的に執行する。 <p>○個人情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する法令・例規等の遵守。 ・個人情報の保護の重要性を認識し、取扱いに付いては細心の注意を払うよう業務従事者に徹底する。 ・個人情報を含む書類は、シュレッダーにより裁断してから破棄する。 ・個人情報を含んだデータ等の取り扱いについては、適切な管理に努める。 <p>(2)管理業務</p> <p>○日常業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理に関する業務 ・利用の受付及び利用の許可に関する業務 <p>○月間業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月ごとの予算執行状況の取りまとめ、秋葉区地域課へ報告を行う。 ・利用の許可及び利用状況の取りまとめ、秋葉区地域課へ報告を行う。 ・定期的に屋内外の安全点検を実施し、施設に不備等がある場合は、秋葉区地域課へ報告を行う。 <p>○年間業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託期間終了後、速やかに収支決算書・事業報告書を作成し、秋葉区地域課へ報告するとともに、委託料の過不足が生じた場合は適正に精算を行う。 ・定期的に職員研修を行い、接遇マナーの向上に努める。 ・施設の管理運営会議を年6回開催し、より良い管理運営体制の構築を図る。 ・問題が生じた場合は、適宜管理運営会議を開催し、問題の早期解決に努める。 ・休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受ける。 ・その他、施設の管理運営上、市長が必要と認めた業務について行う。 <p>○人員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荻川コミュニティ振興協議会が管理人を雇用し、下記の体制で管理運営を行う。 ・3名が日勤・遅番でローテーション（常時1名勤務） 	<p>(1)施設管理全般</p> <p>○予算の適正な執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支計画書に基づき計画的に執行する。 <p>○個人情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する法令・例規等の遵守。 ・個人情報の保護の重要性を認識し、取扱いに付いては細心の注意を払うよう業務従事者に徹底する。 ・個人情報を含む書類は、シュレッダーにより裁断してから破棄する。 ・個人情報を含んだデータ等の取り扱いについては、適切な管理に努める。 <p>(2)管理業務</p> <p>○日常業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理に関する業務 ・利用の受付及び利用の許可に関する業務 <p>○月間業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月ごとの予算執行状況の取りまとめ、秋葉区地域課へ報告を行う。 ・利用の許可及び利用状況の取りまとめ、秋葉区地域課へ報告を行う。 ・定期的に屋内外の安全点検を実施し、施設に不備等がある場合は、秋葉区地域課へ報告を行う。 <p>○年間業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託期間終了後、速やかに収支決算書・事業報告書を作成し、秋葉区地域課へ報告するとともに、委託料の過不足が生じた場合は適正に精算を行う。 ・定期的に職員研修を行い、接遇マナーの向上に努める。 ・施設の管理運営会議を年6回開催し、より良い管理運営体制の構築を図る。 ・問題が生じた場合は、適宜管理運営会議を開催し、問題の早期解決に努める。 ・休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受ける。 ・その他、施設の管理運営上、市長が必要と認めた業務について行う。 <p>○人員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小合地域コミュニティ協議会が管理人を雇用し、下記の体制で管理運営を行う。 ・3名が早番・遅番でローテーション（常時1名勤務） 	<p>(1)施設管理全般</p> <p>○予算の適正な執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支計画書に基づき計画的に執行する。 <p>○個人情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する法令・例規等の遵守。 ・個人情報の保護の重要性を認識し、取扱いに付いては細心の注意を払うよう業務従事者に徹底する。 ・個人情報を含む書類は、シュレッダーにより裁断してから破棄する。 ・個人情報を含んだデータ等の取り扱いについては、適切な管理に努める。 <p>(2)管理業務</p> <p>○日常業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理に関する業務 ・利用の受付及び利用の許可に関する業務 <p>○月間業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月ごとの予算執行状況の取りまとめ、秋葉区地域課へ報告を行う。 ・利用の許可及び利用状況の取りまとめ、秋葉区地域課へ報告を行う。 ・定期的に屋内外の安全点検を実施し、施設に不備等がある場合は、秋葉区地域課へ報告を行う。 <p>○年間業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託期間終了後、速やかに収支決算書・事業報告書を作成し、秋葉区地域課へ報告するとともに、委託料の過不足が生じた場合は適正に精算を行う。 ・定期的に職員研修を行い、接遇マナーの向上に努める。 ・施設の管理運営会議を年6回開催し、より良い管理運営体制の構築を図る。 ・問題が生じた場合は、適宜管理運営会議を開催し、問題の早期解決に努める。 ・休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受ける。 ・その他、施設の管理運営上、市長が必要と認めた業務について行う。 <p>○人員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金津コミュニティ振興協議会が管理人を雇用し、下記の体制で管理運営を行う。 ・3名が早番・遅番でローテーション（常時1名勤務）

	<p>○事故防止や発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設内における定期的な巡回などにより事故防止に努めるとともに、万一事故が発生した場合は、所定の連絡網により、速やかに役員への報告・伝達を行う。また、事故の大小にかかわらず、秋葉区地域課への報告を適切に行う。 <p>○要望や苦情に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の要望や苦情に適切に対応するとともに、必要に応じ秋葉区地域課へ報告する。 <p>○緊急時対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した場合、災害対策マニュアルに従い、利用者の安全を確保する。 災害発生時には、荻川コミュニティセンターが新潟市の避難所に指定されることを十分に理解するとともに、市と協力して避難住民への対応に当たる。 年2回、避難訓練等を実施する。 <p>○管理経費削減の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 光熱水費が公費で賄われていることを十分に認識し、必要の無い箇所の電灯は消灯するなど、無駄なエネルギー消費を抑え管理的経費の節減に努める。 <p>(3) 自主事業等</p> <p>○自主事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 荻川地域のコミュニティ活動を活性化し、地域住民の連帯感を高めるための下記の自主事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 荻川まつり 運動会 敬老会 ほか <p>○施設設置の目的、本市コミュニティ施策や事業に対する理解</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設であることを十分に認識し、市長への手紙・区長への手紙を常設するなど、市政情報の提供などに努める。 <p>○サービス向上に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者ニーズの把握に努め、利用者の声に積極的に耳を傾ける。 秋葉区を中心に他のコミュニティセンター及びコミュニティハウスとの連携を図るとともに、外部研修を取り入れるなど施設管理面におけるスキルアップを目指す。 荻川コミュニティセンターの利用者の拡大を図るため、自治会報などを活用したPR活動に積極的に取り組む。 	<p>○事故防止や発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設内における定期的な巡回などにより事故防止に努めるとともに、万一事故が発生した場合は、所定の連絡網により、速やかに役員への報告・伝達を行う。また、事故の大小にかかわらず、秋葉区地域課への報告を適切に行う。 <p>○要望や苦情に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の要望や苦情に適切に対応するとともに、必要に応じ秋葉区地域課へ報告する。 <p>○緊急時対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した場合、災害対策マニュアルに従い、利用者の安全を確保する。 災害発生時には、小合地区コミュニティセンターが新潟市の避難所に指定されることを十分に理解するとともに、市と協力して避難住民への対応に当たる。 年2回、避難訓練等を実施する。 <p>○管理経費削減の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 光熱水費が公費で賄われていることを十分に認識し、必要の無い箇所の電灯は消灯するなど、無駄なエネルギー消費を抑え管理的経費の節減に努める。 <p>(3) 自主事業等</p> <p>○自主事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 小合地区のコミュニティ活動を活性化し、地域住民の連帯感を高めるための下記の自主事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 小合あいさつ運動 敬老会 など <p>○施設設置の目的、本市コミュニティ施策や事業に対する理解</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設であることを十分に認識し、市長への手紙・区長への手紙を常設するなど、市政情報の提供などに努める。 <p>○サービス向上に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者ニーズの把握に努め、利用者の声に積極的に耳を傾ける。 秋葉区を中心に他のコミュニティセンター及びコミュニティハウスとの連携を図るとともに、外部研修を取り入れるなど施設管理面におけるスキルアップを目指す。 小合地区コミュニティセンターの利用者の拡大を図るため、自治会報などを活用したPR活動に積極的に取り組む。 	<p>○事故防止や発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設内における定期的な巡回などにより事故防止に努めるとともに、万一事故が発生した場合は、所定の連絡網により、速やかに役員への報告・伝達を行う。また、事故の大小にかかわらず、秋葉区地域課への報告を適切に行う。 <p>○要望や苦情に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の要望や苦情に適切に対応するとともに、必要に応じ秋葉区地域課へ報告する。 <p>○緊急時対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した場合、災害対策マニュアルに従い、利用者の安全を確保する。 災害発生時には、金津地区コミュニティセンターが新潟市の避難所に指定されることを十分に理解するとともに、市と協力して避難住民への対応に当たる。 年2回、避難訓練等を実施する。 <p>○管理経費削減の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 光熱水費が公費で賄われていることを十分に認識し、必要の無い箇所の電灯は消灯するなど、無駄なエネルギー消費を抑え管理的経費の節減に努める。 <p>(3) 自主事業等</p> <p>○自主事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 金津地区のコミュニティ活動を活性化し、地域住民の連帯感を高めるための下記の自主事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ふるさと塾 金津地区大運動会 金津地区文化祭 など <p>○施設設置の目的、本市コミュニティ施策や事業に対する理解</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設であることを十分に認識し、市長への手紙・区長への手紙を常設するなど、市政情報の提供などに努める。 <p>○サービス向上に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者ニーズの把握に努め、利用者の声に積極的に耳を傾ける。 秋葉区を中心に他のコミュニティセンター及びコミュニティハウスとの連携を図るとともに、外部研修を取り入れるなど施設管理面におけるスキルアップを目指す。 金津地区コミュニティセンターの利用者の拡大を図るため、自治会報などを活用したPR活動に積極的に取り組む。
<p>4. 利用料金</p>	<p>○利用料金の設定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例で定める範囲内で下記のとおり金額を市長の承認を得て設定する。 <p>*利用料金表 別添のとおり</p>	<p>○利用料金の設定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例で定める範囲内で下記のとおり金額を市長の承認を得て設定する。 <p>*利用料金表 別添のとおり</p>	<p>○利用料金の設定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例で定める範囲内で下記のとおり金額を市長の承認を得て設定する。 <p>*利用料金表 別添のとおり</p>
<p>5. 支出計画</p>	<p>○収入</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用料金収入 1,500,000円 市指定管理料 12,308,510円 <p>○支出</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費 5,174,400円 管理費 7,134,110円 事務費 1,000,000円 事業費 500,000円 	<p>○収入</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用料金収入 800,000円 市指定管理料 8,207,400円 <p>○支出</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費 5,174,400円 管理費 3,033,000円 事務費 600,000円 事業費 200,000円 	<p>○収入</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用料金収入 850,000円 市指定管理料 8,032,400円 <p>○支出</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費 5,174,400円 管理費 2,858,000円 事務費 550,000円 事業費 300,000円